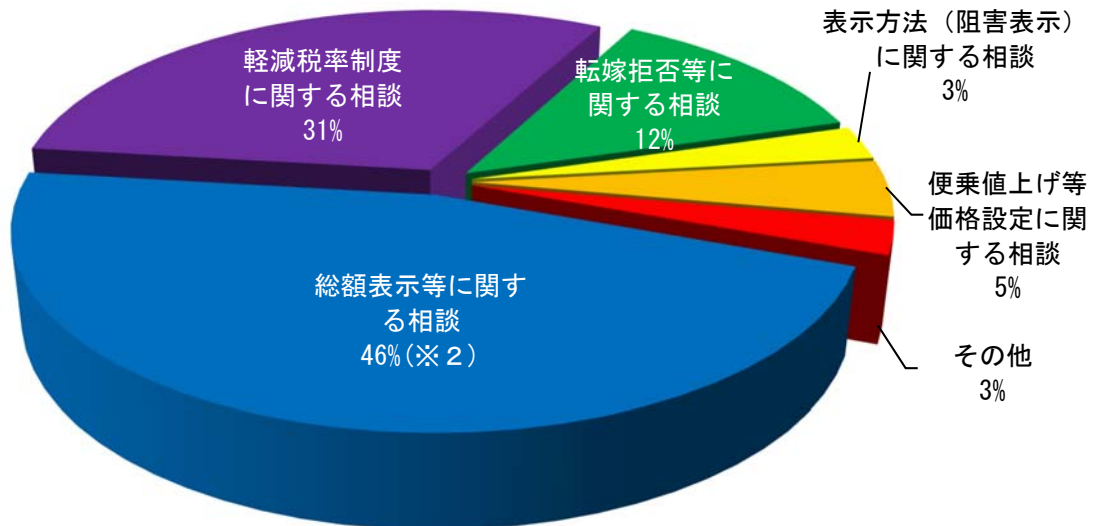


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成31年4月(4/1～4/30)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

4月の相談件数：電話291件、メール35件
【相談内容(全326件)の内訳(※1)】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. プライスカードの税込価格と税抜価格を併記する場合、税込価格を税抜価格よりも大きく表示すれば問題ないですか。

A. 税込価格と税抜価格を併記する場合は、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤認されないよう税込価格を明瞭に表示する必要があります(消費税転嫁対策特別措置法第10条第3項、同第11条及び景品表示法第5条第2項)。

そして、税込価格が明瞭に表示されているか否かの判断に当たっては、基本的に、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性の各要素が総合的に勘案されることとなります。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は0件

※2 うち総額表示に関する相談が15%、消費税一般に関する相談が85%

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 事業者(売手)です。納入先(買手)から、消費税の転嫁に応じることと引換えに、消費税の増税に伴う納入先のウェブサイトの価格表示の変更に要する費用を負担するよう言われました。当該費用を当社に負担させる行為は、法的に問題となりますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、同法上の買手である特定事業者が、平成26年4月1日以降に、売手である特定供給事業者から継続して受ける商品又は役務の供給に関して、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことが禁止されています。特定事業者による消費税の転嫁を受け入れる代わりに、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることは、利益提供の要請として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

○ 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q. 「消費税は当店が負担します。」といった広告は、問題になりますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法第8条第1号において、「消費税は当店が負担します。」などの、あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認してしまうおそれのある表示は、取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示として禁止されていますので御注意ください。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 週1回しか発行しない新聞の譲渡は軽減税率の対象になりますか。

A. 軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡をいいます。

したがって、週1回しか発行されない新聞の譲渡は、定期購読契約に基づく譲渡であっても軽減税率の対象とはなりません。

なお、通常の発行予定日が週2回以上の新聞については、国民の祝日及び通常の頻度で設けられている新聞休刊日によって発行が1週に1回以下となる週があっても、週2回以上発行される新聞に該当します。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610